



◆NEWS◆ 復興庁等が避難指示解除準備区域等（南相馬市、田村市、川内村、広野町）における公共インフラ復旧の工程表を公表!!  
(8月7日)

区域見直しにより避難指示解除準備区域等が設定された南相馬市、田村市、川内村、広野町の4市町村において、公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手しました。

復興庁および関係省庁、福島県、4市町村は8月7日、帰還を目指す住民の方、関係機関に情報を共有化するため、当面3カ年の災害復旧事業を「見える化」した公共インフラ復旧の工程表を公表しました。

特に、国や県の事業のみならず、市町村の事業も盛り込まれきめ細かに対応を実施できる工程表となっています。

この工程表の概要は以下のとおりです。

■工程表の内容

- ・国、県、市町村、事務組合の事業を対象に作成しました。
- ・対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載しました。
- ・復旧・復興に向けた基本的考え方に即して、対象事業ごとに復旧の目標を線表で表示しました。

■対象事業及び作成単位

- ・市町村単位で作成する事業（例）  
海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設、災害廃棄物処理、除染 など
- ・路線、施設単位等で作成する事業（例）  
し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道、鉄道、漁港 など

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/08/001174.html>

◆NEWS◆ 復興庁は福島復興再生特措法に基づく生活環境整備事業を開始します。(8月7日)

復興庁では、福島復興再生特別措置法に基づき、生活環境整備事業を開始します。

この「福島避難解除等区域生活環境整備事業」は、旧緊急時避難準備区域や、本年3月末以降に避難指示解除準備区域に指定された区域又は避難指示が解除された区域において、住民の生活環境の改善に資するため、長期の避難指示発出に起因して機能低下した公共施設や公益的施設について、市町村等からの要請に基づき、国の費用負担により機能回復するものです。

最初に要請のあった檜葉町については、8月10日より長期間放置されていた集会所の清掃や道路の除草、仮設トイレの設置などが行われます。

その他の関係市町村等についても順次事業を実施していく予定です。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20120807\\_seikatukannkyouseibi.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20120807_seikatukannkyouseibi.pdf)

-----  
**◆ NEWS ◆ 原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所増設（8月6日）**  
-----

原子力損害賠償紛争解決センターは、業務体制の拡充に伴い、新たに第一東京事務所を開設することになりました。

新たな事務所は、8月6日（月）から受付を開始し、郵送物の送付先が以下のとおり変更になりますので、お知らせいたします。

なお、現在の東京事務所は、第二東京事務所と名称を改めたうえで存続します。

■原子力損害賠償紛争解決センター第一東京事務所（新設）

（8月6日（月）からの受付場所、郵送物送付先）

所在地：〒105-0003

東京都港区西新橋1-15-13 第8東洋海事ビル9階

■原子力損害賠償紛争解決センター第二東京事務所（現東京事務所）

所在地：〒105-0004

東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階

◆お問い合わせ先は、原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル：0120-377-155

受付時間：午前10時から午後5時（平日のみ）

詳しくは文部科学省のホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/baisho/1324100.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1324100.htm)

-----  
**◆ NEWS ◆ 復興庁が福島県（県内59市町村）の復興特区を認定!!**  
-----

（8月3日）

復興庁は8月3日、福島県及び県内59市町村が申請していた復興特区（「復興推進計画」）を認定しました。

福島関係では、これまで3月16日に1件、4月20日に3件、7月27日に1件認定され、今回6件目の認定となります。

福島県復興推進計画の認定により、計画に記載された地域振興事業資金を活用すると認められた者には、確定拠出年金法の特例措置により脱退一時金の支給が可能となるものです。

この特例措置の概要は以下のとおりです。

■対象区域

福島県59市町村の全域

■特例措置の内容

確定拠出年金法の特例として、請求日まで6月以上掛け金の拠出がないなど一定の要件を満たすと共に、復興推進計画中に個別に揚げられた地域振興事業である住環境の再建、事業の維持・再建、就労確保等のための資金に、確定拠出年金の脱退一時金を使用すると市町村長が認めた者には、当該市町村に申請することで脱退一時金が支給されます。

■計画期間

認定の日から平成28年3月31日まで。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/04/000500.html>

<福島県復興推進計画>

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/nintei-hukushimahukkousuisshinkei-aku06.pdf>

-----  
◆ NEWS ◆ 復興庁が福島県(南相馬市)の復興特区を認定!! (7月27日)  
-----

復興庁は7月27日、福島県南相馬市が申請していた復興特区(「復興推進計画」)を認定しました。

福島関係では、これまで3月16日に1件、4月20日に3件認定され、今回5件目の認定となります。

南相馬市の復興推進計画は、計画中に記載した応急仮設建築物についてその安全性等が確認された場合、その存続期間を延長する特例措置を講じるものです。

この特例措置の概要は以下のとおりです。

■対象区域

南相馬市の全域

■特例措置の内容

建築基準法により応急仮設建築物の存続期間は2年3ヶ月とされているところ、本計画の認定により、復興推進計画中に個別に揚げられた仮設介護施設や仮設店舗等の応急仮設建築物の安全性等が確認された場合には、復興推進計画に定められた期間(3年間)内で当該応急仮設建築物の存続期間を延長することができます。

当該期間内の存続期間の延長は、1年を超えない期間ごとに存続を延長することができます

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/04/000500.html>

<南相馬市復興推進計画>

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/120727\\_keikaku.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/120727_keikaku.pdf)

-----  
◆ NEWS ◆ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(5次)の採択事業を決定しました!! (7月31日)  
-----

中小企業庁は7月31日、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、福島県の4次の採択事業を公表しました。

福島県につきましては、5月1日から5月31日まで公募を実施し、福島県の復興事業計画審査会、国の補助事業審査委員会の審査を経て、7月31日に49グループの事業を採択、補助総額で190億円の交付を決定しました。

今回の決定では、

- ・南相馬市の小売、サービス業等を営む35者からなり、住民の生活・買物利便向上を図り、住民の早期帰還を目指す「南相馬市地域活力復興生活支援グループ」。
- ・浪江町、南相馬市等の土木建築業、運送業等を営む20者からなり、ランチブロック工法による被災地の早期復興を目指す「相双ふるさと復旧復興グループ」。
- ・檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町の建設業を広くカバーする14者からなり、インフラ復旧などを目指す「南双葉建設復興グループ」。
- ・川俣町の小売、サービス業等を営む22者からなり、住民の買物利便性の促進などを図る「川俣町中心商店街復興グループ」。

などが認定されました。

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120731004/20120731004.html>

-----  
◆NEWS◆ 旧緊急時避難準備区域および避難指示解除準備区域における  
河川のモニタリング結果を公表（7月31日）  
-----

政府は7月31日、旧緊急時避難準備区域5市町村（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楡葉町）及び避難指示解除準備区域3市村（南相馬市、田村市、川内村）の河川のモニタリング結果を公表しました。

このモニタリングは、昨年9月に解除された緊急時避難準備区域5市町村の復旧を支援するとともに、今年4月の区域見直しにより新たに設定された避難指示解除準備区域3市村への帰還支援の一環として実施しています。

■調査概要

旧緊急時避難準備区域5市町村、避難指示解除準備区域3市村及びそれらの上流の河川等の水質及び底質における放射性物質等の濃度の測定を実施

■調査時期（本調査は、2ヶ月に1回の頻度で実施）

平成24年5、6月

■調査地点（19地点）

真野川：（南相馬市）落合橋、真島橋

新田川：（飯館村）草野、小宮

（南相馬市）木戸内橋、鮭川橋

太田川：（南相馬市）石渡戸橋、上ノ内橋、益田橋、JR鉄道橋、丸山橋

小高川：（南相馬市）下川原橋、善丁橋、ハツカラ橋

古道川：（田村市）高瀬川合流前（都路町古道下平）

木戸川：（川内村）西山橋

（楡葉町）長瀬橋、木戸川橋

浅見川：（広野町）坊田橋

■調査結果

1) 水質

放射性ヨウ素、放射性セシウムともに全地点で不検出※でした。

【※検出下限値は、1ベクレル/リットル】

2) 底質

放射性ヨウ素は全地点で不検出※でした。

【※検出下限値は、30又は35ベクレル/リットル】

放射性セシウムは以下のとおり。

・セシウム134 38～7, 300ベクレル/キログラム(乾泥)

・セシウム137 70～11, 000ベクレル/キログラム(乾泥)

3) 土壌

放射性ヨウ素は全地点で不検出※でした。

【※検出下限値は、30又は48ベクレル/リットル】

放射性セシウムは以下のとおり。

・セシウム134 不検出※～10, 000ベクレル/キログラム(乾)

・セシウム137 15～15, 000ベクレル/キログラム(乾)

【※検出下限値は、10ベクレル/リットル】

4) 調査地点の空間線量率

毎時0.10～4.10マイクロシーベルトでした。

詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15536>

-----  
◆おしらせ◆ 7月25日に本格除染に着手（田村市）するとともに、除染  
の進捗状況を掲載しました!!（7月31日）  
-----

環境省は、特別地域内除染実施計画に基づき、住民の皆様の1日も早いご帰還を目指し、仮置き場・一時保管所の確保や除染業務の発注に必要な情報が整った地域から、本格除染の発注を行っています。

現在、特別地域内除染実施計画は、5市町村（田村市、楡葉町、川内村、飯館村、南相馬市）で策定され、田村市は7月25日から本格除染に着手しました。

環境省は7月31日、田村市の本格除染に着手したことを受け、除染特別地域（11市町村）の進捗状況を取りまとめホームページで掲載を始めました。

詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

[http://josen.env.go.jp/progress/tokubetsuchiiki/tokubetsuchiiki\\_01.html](http://josen.env.go.jp/progress/tokubetsuchiiki/tokubetsuchiiki_01.html)

-----  
◆おしらせ◆ 食品と放射性物質に関する説明会を全国で開催中!!  
(8月、9月の開催日程を更新)  
-----

消費者庁では、関係省庁、地方自治体等と連携して、全国各地で、食品中の放射性物質についての説明会（リスクコミュニケーション）等を開催しています。

先月までにお知らせした開催日程から、追加で説明会を行う場所が決まりました。

今後の開催日程は次のとおりです。開催時間、会場などの詳細につきましては、問い合わせ先（括弧内）までお願いします。

■開催日程等（★は追加された日程です）

- ★8月22日(水)兵庫県神戸市：各府省庁が兵庫県と連携して開催  
(兵庫県生活衛生課 078-362-3257)
- ★8月23日(木)千葉県船橋市：各府省庁が船橋市と連携して開催  
(船橋市保健所衛生指導課 047-431-4191)
- 8月27日(月)静岡県富士市  
(富士市保健部健康対策課 0545-64-9023)
- ★8月29日(水)愛知県名古屋市：各府省庁が愛知県等と連携して開催  
(愛知県生活衛生課 052-954-6297)
- ★9月4日(火)宮城県仙台市：各府省庁が仙台市と連携して開催  
(仙台市生活衛生課内 リスクコミュニケーション事務局 022-214-8205)
- ★9月5日(水)福島県いわき市：各府省庁がいわき市と連携して開催  
(いわき市保健所生活衛生課 0246-27-8593)
- ★9月6日(木)徳島県徳島市：各府省庁が徳島県と連携して開催  
(徳島県安全衛生課 088-621-2721)
- ★9月11日(火)京都府京都市：各府省庁が京都府等と連携して開催  
(京都府食の安心・安全推進課 075-414-5654)
- 9月18日(火)新潟県新潟市  
(新潟県消費生活センター 025-281-5516)
- ★9月26日(水)高知県高知市：各府省庁が高知県等と連携して開催  
(高知県食品・衛生課 088-823-9672)

最新の情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。

[http://www.caa.go.jp/jisin/r\\_index.html](http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html)

=====  
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆  
[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info\\_fureai\\_letter](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter)  
=====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]